

次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業 助成対象事業者募集要領

1 件名

次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業

2 事業概要

(1) 背景・目的

東京都（以下、「都」という。）においては、2050年までに世界のCO2排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現に向け、2030年のカーボンハーフ（温室効果ガス排出量50%削減）を目指して、行政だけでなく、都民や企業・団体など様々な主体の共感と協働により取組を進めています。

その趣旨に鑑み、都内における再エネ技術の社会実装を加速させるため、先駆的に次世代再生可能エネルギー技術の社会実装に向けた取組を推進している開発事業者を支援することにより、東京の脱炭素化への寄与を目指していきます。

(2) 実施スキーム

「次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業」（以下、「本事業」という。）に応募し、「6事業者の選定」に記載した審査で採択され、助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、支援事業者（デロイト トーマツ コンサルティング合同会社）の支援のもと、以下に掲げるスキームイメージに則り、本該事業を実施する。

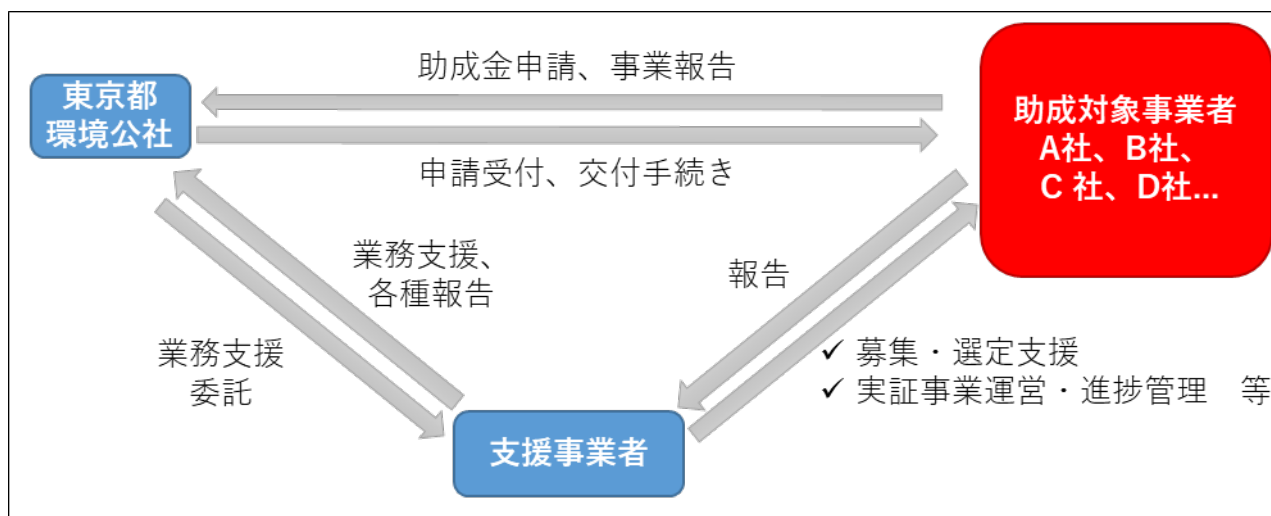


図1 スキームイメージ

3 本事業の内容

(1) 募集する事業の内容

① 対象次世代再生可能エネルギー技術

太陽光、風力、バイオマス、水力、地熱等をエネルギー源とする発電システムのうち、研究開発段階を脱しているが、社会実装に至っていない技術を対象とする。ただし、次世代型ソーラーセル（ペロブスカイト結晶構造の材料を使用している太陽電池）は除く。

なお、対象とする発電技術は都の地域特性に適したものであり、都内において早期に社会実装が期待されるものであること。

② 社会実装推進に向けた取組

以下を例とする社会実装への課題に対する解決に向けた取組を行う。

- ・発電効率の向上
- ・生産品質の向上
- ・量産技術の向上
- ・設置、施工技術の向上
- ・耐荷重、耐風圧等、性能の向上

③ 効果検証の実施

②の取組により期待される発電効率、発電量、生産効率、設置・施工効率等に対し、実際に発電や生産、設置・施工を行うことでデータを収集し、その効果を検証する。当初想定との乖離については原因等を分析するとともに、早期社会実装に向けた課題抽出等を実施する。

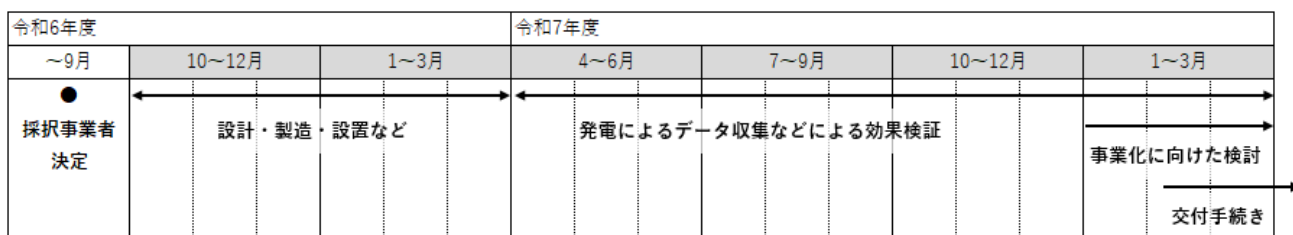
④ 実施場所

都内において実施する。ただし、生産に関する取組等は公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）および都の了承があれば都外での実施を認めるが、生産した発電技術が都の地域特性に適したものであることを示すため、本事業において都内で発電を行うなどして有効性を実証すること。

事業を実施する予定の場所について、現時点での調整状況等を応募申込の際に企画提案書へ具体的に記載すること。なお、実施場所は原則事業者にて調整・確保することとする。また、事業者にて調整・確保した実施場所に加え、都有施設等の利用を希望する場合は、施設管理者などを確認した上で、対象の施設を具体的に企画提案書に記載すること。都有施設等利用に関して事前に確認事項がある場合は、質問票（様式3）に記載の上、問い合わせること。なお、都有施設等の利用可否に関しては、助成対象採択後、都と調整する。利用可能な場合は各施設の制約条件を遵守のうえ事業を実施すること。

(2) 本事業の期間

実施期間は、助成対象事業者選定後から令和8年3月31日までとする。本事業の工程は以下を参考とすること。



※ただし、支援事業者は令和7年4月1日に変更となる場合があり、その際は別途通知する

(3) 事業に対する支援

助成対象事業者は、以下のとおり支援を受けることができる。

① 事業に係る経費

助成対象事業者は「6 事業者の選定」に記載した審査で採択された後、本事業の実施に要する経費について助成金の支給を受けることができる。助成金の総額は3.2億円である。助成金の交付額は、交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）の合計額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、1億円を上限額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。助成金の交付は公社が行う。助成対象経費は次に掲げるものとする。

- ア 調査・設計費（例：技術や製品等に係るニーズを把握するための調査・分析に要する経費）
- イ 設備費（例：機械装置・その他備品の製作、購入または借用に関する経費）
- ウ 工事費（例：機械装置等の設置に必要な土木工事や付帯する電気工事等に要する経費）

- エ 施設賃貸費（例：応募事業実施に必要な事務所や施設等を借りる場合に要する経費）
- オ 管理・運営費（例：応募事業の実施を外部事業者などへ委託する場合に要する経費）
- カ 人件費（例：応募事業に直接従事した主な社員の人件費）

ただし、助成対象経費について国又は他の地方公共団体から助成金の交付を受ける場合においては、あらかじめこれらを控除した額を助成対象経費とする。

② その他支援

事業の実施準備、安全対策への協力、実施に係る助言、工程管理等の支援については、支援事業者が実施する。

(4) 安全面での配慮

本事業において設置、使用する設備・機器等は安全が十分に検証かつ保証されたものとするを前提とした上で、効果検証の場面においては、安全面への配慮について次に掲げる全ての事項を厳守すること。

- ① 設備・機器の設置、使用においては周囲の安全の確保を図るとともに常に安全性の向上に努めること。また、不測の事態や問い合わせがあった場合には、迅速に対応すること。
- ② 効果検証のため施設を賃借する場合には、施設の利用用途を賃貸人に十分に説明するとともに、賃貸借契約の内容を厳守すること。
- ③ 支援事業者、公社等から追加の安全対策を求められた場合は、支援事業者等と協議の上、対応すること。

(5) 役割分担の考え方

段階	支援事業者	助成対象事業者
募集選定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募受付、応募事業者との各種調整 ・ 審査、選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募資料の作成
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目標設定の支援、調整 ・ 事業実施のための各種調整の支援 ・ 事業実施準備に関する工程管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施計画の策定 ・ 部材、設備・機器、事業の実施場所の確保 ・ 安全対策の実施
実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施支援 ・ 助成金申請の受付や審査等に係る支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施 ・ 効果検証に必要なデータ収集
検証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証結果に関する意見照会 ・ 検証結果の取りまとめ ・ 事業化に向けた支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効果検証の実施 ・ 検証に係るデータの提供 ・ 検証結果等に関する意見交換 ・ 事業化または事業化に向けた展開検討

4 応募資格

応募者（応募主体者）は次に掲げるすべての事項を満たす事業者であること。

- ① 日本国内に拠点を有していること。
- ② 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）が予定の期間内に完了できる能力を有していること。
- ③ 地方自治法地方自治法施行令（昭和 26 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び第 30 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

- ⑥ 反社会的勢力またはそれに関わる者との関与がないこと。
- ⑦ 法令等もしくは公序良俗に反していない、もしくは反するおそれがないこと。
- ⑧ 都からの指名停止措置を講じられている者でないこと。
- ⑨ 税金の滞納をしていないこと。
- ⑩ 過去の業務その他の事情において、都が本助成金の交付にふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。
- ⑪ 応募主体者が連携事業者とコンソーシアム等を組み、共同して本事業を実施する場合には、連携事業者も上記の③から⑩の要件をすべて満たすこと。

5 応募方法

(1) 提出書類

① 応募申出書（様式1）

応募する事業者は応募申出書により応募意向を表明する。応募申出書（様式1）は、クールネット・東京のホームページよりダウンロードできる。

なお、こちらは事前意向を確認する趣旨であり、応募申出書提出無しでの企画提案書の提出を妨げるものではない。

各事業者からの質問に対する回答は、応募申出書を提出した事業者へメールにて送付予定である。

② 企画提案書（様式2）

企画提案書（様式2）は、クールネット・東京のホームページよりダウンロードできる。

③ 補足資料（任意）

補足資料は、企画提案書を補足する内容を示す資料（PowerPoint、パンフレット等）を指す。研究段階を脱していることを示せる書類がある場合は補足資料として提出すること。

(2) 提出期限

① 応募申出書（様式1）

【2024年7月25日（木）正午 必着】

② 企画提案書（様式2）及び補足資料（任意）

【2024年8月23日（金）正午 必着】

(3) 提出方法・提出先

電子メールにより提出する。持込、郵送は受け付けない。また、添付ファイルについては、合計30MB以内に収めること。

【提出先】 tokyo_nextgen_energy@tohmatu.co.jp

電子メール送付の際、メール件名は以下のとおり明記すること。

「【次世代再エネ推進事業】代表企業名（内容）」

※（内容）欄には応募、提案、質問などのアクションを記載すること。

6 事業者の選定

(1) 選定方法

選定については、書類審査及びプレゼンテーション審査の2段階で実施する。

書類審査は、提出された企画提案書について審査を行い、応募者全員に対し、支援事業者から結果の通知を行う。

プレゼンテーション審査については、書類審査を通過した応募者に対してのみ実施する。

なお、審査はすべて非公開で行い、審査の経過や結果等、審査内容に関する問い合わせには応じない。

(2) 選定スケジュール

募集開始	2024年7月19日(金)
応募申出書 提出締切	2024年7月25日(木) 正午
質問票 提出締切	2024年7月25日(木) 正午
質問回答(予定)	2024年7月31日(水)
企画提案書等 提出締切	2024年8月23日(金) 正午-
書類審査 結果通知	2024年9月6日(金) 以降
プレゼン審査※	2024年9月中旬 会場、時間等の詳細は別途通知する。
結果発表	2024年9月下旬

※プレゼンテーション審査は、1事業者当たり20分程度(質疑応答時間含む)で実施する。

※プレゼンテーション用の資料を別途作成する場合は、企画提案書の内容をまとめる形で準備し、新たな提案等はないよう留意すること。詳細については、プレゼンテーション審査の対象となった事業者に対し、別途通知する。

※実施日等について、万一変更が生じた場合は、別途通知する。

(3) 評価基準

審査・選定に当たっては、以下の評価基準に基づき、総合的に評価を行う。

評価観点	評価基準	配点
① 本事業に対する理解度		
	(1) 本事業の目的・内容及び提案者に求められている役割について、十分に理解しているか。	25
	(2) 都における再エネ実装において、どのように貢献を果たすことができるか示されているか。	
	(3) 提案の再エネ技術がどのような点において先駆的であるか示されているか。	
② 応募事業内容		
	(1) スケジュール	
	(ア) マイルストーンが適切に設定されているか。	10
	(イ) 効果検証に十分な期間が確保できているか。	
	(2) 実施場所	
	(ア) 実証を行う場所について、東京特有の地域性、環境条件を踏まえて都内で広く有効な検証結果を得られる場所か。	5
	(イ) 施設賃借をする予定がある場合は、具体的な場所と現時点での調整状況、賃借調整に係る関係者、調整方法が明確に提示されているか。	
	(3) 実施体制	
	(ア) 事業を円滑に遂行するための参画者が具体的に提示されているか。	5
	(イ) 体制における各参画者の役割及び関係性が示されているか。	
	(4) 安全対策	
	(ア) 日頃の安全管理に関する基本の考えに加え、有事の際の対応フローを整理しているか。	5
	(イ) 事業の遂行に係る法令等を遵守した内容となっているか。	
	(5) 費用	

	(ア) 事業の遂行に当たり必要な経費が細分化された形で明記されているか。	5
	(イ) 各費用項目に対する算出根拠が明示されるとともにコストを抑える工夫が示されているか。	
(6) 効果検証		
	(ア) 事業を通じて得ようとする検証結果が社会実装、事業化に向けて有効性が高いか。	10
	(イ) 効果検証に必要なデータの取得方法が具体的に想定できているか。	
③ 将来性		
	(1) 提案の「次世代再生可能エネルギー技術」について、技術検証実績が十分で、研究段階を脱しているか。また、研究段階を脱していることを証する書類等が添付されているか。	35
	(2) 都の地域特性に適し、都で広く社会実装が期待される技術か。	
	(3) 社会実装、事業化までの課題が明確で、それに対する取組及び達成すべき目標について定量的・具体的な KPI を設定しているか。	
	(4) 社会実装、事業化を見据えた本事業終了後の具体的な計画があるか。	
	(5) 早期の社会実装、事業化が見込まれるものか。	

7 留意点等

(1) 採択後の留意点

本事業に採択された場合の留意点について、採択決定後に説明を行うが、あらかじめ以下の点について留意すること。

- ・ 採択後における、助成対象事業者都合による事業への参加辞退は、原則不可である。
- ・ 事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- ・ 事故等が発生しないように安全面に十分な配慮を行ったうえで実施すること。事故等が万一発生した場合は、速やかに支援事業者及び公社ならびに関係機関へ報告するとともに、助成対象事業者の責任において原状回復や賠償等を行うこと。
- ・ 当初の想定と異なる事態が生じた場合は、その原因を分析し、支援事業者及び施設管理者等の関係機関と調整した上で、解決策を提示すること。
- ・ 必要に応じて事業内容の変更を検討すること。なお、変更に当たっては、支援事業者及び公社と協議の上、決定すること。
- ・ 効果検証の場において、事業で使用する機器等が意図せず損壊される等の事態が発生した場合であっても、賠償はなされないこと。
- ・ 本事業を広く PR するため、事業実施期間中の映像撮影や、当該映像等の公表等に協力すること。
- ・ 原則として、本事業実施期間中、本事業により生じた成果を営利目的で使用しないこと。
- ・ 本事業の成果検証に当たり、実施後の調査（アンケートやインタビュー等）に協力すること。また、本事業で得られた情報や個人情報を除いたデータ等を必要に応じて提供すること。なお、本事業の成果に係るデータ等は、公社の許可なく第三者への開示、第三者機関への転載、掲載をしないこと。
- ・ 助成対象事業者は、支援事業者と事業内容を調整の上、実施計画書を作成し、当該計画書に沿った形で事業を実施すること。
- ・ 本事業実施期間中、支援事業者及び公社の求めに応じ、必要な進捗報告を行うこと。また、支援事業者、公社及び都が進捗確認等のため現地へ赴く場合は、その対応を行うこと。
- ・ 支援事業者及び公社に対し、本事業の成果に関する報告を実施すること。

- ・ 企画提案書に記載した内容は、事業の基本方針となること。また、採択後において、助成対象事業者の都合により内容の大幅な変更が生じた場合は、採択の取り消し、または助成金の交付を中止する可能性がある。

(2) 取り決めの締結

- ・ 事業の実施に先立ち、助成対象事業者は、支援事業者及び公社との間で、2(2)実施スキーム、3(5)役割分担の考え方等に基づく取り決めに締結する。
- ・ 詳細は、採択後に公社もしくは支援事業者から提示を予定している。なお、書類の不備や条件が合致しない場合は、取り決めに締結できず、事業が開始できない可能性がある。

(3) その他

助成金交付に係る事項については別紙「次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業助成金交付要綱」を確認すること

8 問い合わせ

事業全般、募集要領、提出書類等に関して質問がある場合は、質問票（様式3）に質問事項を記入の上、以下のお問い合わせ先に電子メールにて問い合わせること。質問の受付期間は、2024年7月25日（木）正午までとする。また、質問に対する回答は、2024年7月31日（水）を目途に、応募申出書を提出した事業者に対してメールにて送付予定である。

【お問い合わせ先】：tokyo_nextgen_energy@tohmatu.co.jp